

令和7年度における近畿地区の取適法の運用状況等について

令和8年6月26日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

第1 取適法の運用状況

下請代金支払遅延等防止法（下請法）は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「下請法等改正法」という。）の施行により、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）と改められた。以下では、下請法等改正法の施行日（令和8年1月1日）より前に処理した下請法違反事件についても、特に断りのない限り、その適用法条の解説部分等において、現行の取適法において対応する条文を用いるなどしている。

1 取適法違反被疑事件の処理状況

(1) 処理状況（第1表参照）

取適法違反被疑事件として処理した件数は1,254件（製造委託等^(注1)964件、役務委託等^(注2)290件）であり、このうち、1,249件について取適法第10条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が2件（製造委託等1件、役務委託等1件）、指導が1,247件（製造委託等959件、役務委託等288件）である。

勧告事件の概要は別紙1、指導を行った主な事件の概要は別紙2、措置件数の府県ごとの内訳は別紙3のとおりである。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）令和6年度以前においては情報成果物作成委託及び役務提供委託を、令和7年度においては情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。以下同じ。

第1表 取適法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		処 理 件 数				
		措 置			不問	計
		勧告	指導	小計		
令和7年度	全国	39	8,261	8,300	30	8,330
	近畿	2	1,247	1,249	5	1,254
製造委託等	全国	37	5,337	5,374	22	5,396
	近畿	1	959	960	4	964
役務委託等	全国	2	2,924	2,926	8	2,934
	近畿	1	288	289	1	290
令和6年度	全国	21	8,230	8,251	55	8,306
	近畿	3	1,283	1,286	14	1,300
製造委託等	全国	17	5,420	5,437	31	5,468
	近畿	2	942	944	6	950
役務委託等	全国	4	2,810	2,814	24	2,838
	近畿	1	341	342	8	350
令和5年度	全国	13	8,268	8,281	47	8,328
	近畿	3	1,298	1,301	2	1,303
製造委託等	全国	12	5,329	5,341	21	5,362
	近畿	3	977	980	1	981
役務委託等	全国	1	2,939	2,940	26	2,966
	近畿	0	321	321	1	322

(2) 取適法違反行為の類型別件数の状況（第2表参照）

ア 勧告又は指導を行った件数を取適法違反行為の類型別にみると、合計で2,269件となっており、このうち、製造委託等に係るものが1,761件、役務委託等に係るものが508件となっている。

イ 発注内容等の明示義務等を定めた手続規定違反（取適法第4条、第7条又は第12条違反）は1,009件（類型別件数の合計の44.5%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが786件、役務委託等に係るものが223件となっている。

ウ 委託事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（取適法第5条違反）は1,260件（類型別件数の合計の55.5%）である。その内訳は、①製造委託等代金^(注)の支払遅延が433件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の34.4%）、②製造委託等代金の減額が262件（同20.8%）、③買ったたきが256件（同20.3%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は975件であり、その内訳は、①製造委託等代金の支払遅延が308件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の31.6%）、②製造委託等代金の減額が207件（同21.2%）、③買ったたきが183件（同18.8%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は285件であり、その内訳は、①製造委託等代金の支払遅延が125件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の43.9%）、②

買ったたきが73件（同25.6%）、③製造委託等代金の減額が55件（同19.3%）等となっている。

（注）製造委託等及び修理委託等の代金をいう。以下同じ。

第2表 取適法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反				実体規定違反												合計
		明示義務	書類等の作成・保存義務	虚偽報告	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和7年度	全国	6,242	644	1	6,887	32	3,787	1,323	52	1,006	23	74	145	454	332	0	7,228	14,115
	近畿	936	73	0	1,009	6	433	262	18	256	5	21	50	110	99	0	1,260	2,269
製造委託等	全国	4,209	399	1	4,609	27	2,283	923	49	630	16	69	135	386	242	0	4,760	9,369
	近畿	733	53	0	786	5	308	207	18	183	4	20	49	101	80	0	975	1,761
役務委託等	全国	2,033	245	0	2,278	5	1,504	400	3	376	7	5	10	68	90	0	2,468	4,746
	近畿	203	20	0	223	1	125	55	0	73	1	1	9	19	0	285	508	
令和6年度	全国	5,944	633	3	6,580	42	4,094	1,263	17	852	39	73	309	408	80	0	7,177	13,757
	近畿	845	90	0	935	14	759	377	2	121	9	19	108	122	25	0	1,556	2,491
製造委託等	全国	4,057	414	2	4,473	37	2,570	948	16	507	24	71	294	350	53	0	4,870	9,343
	近畿	647	59	0	706	13	499	296	2	79	5	18	103	110	19	0	1,144	1,850
役務委託等	全国	1,887	219	1	2,107	5	1,524	315	1	345	15	2	15	58	27	0	2,307	4,414
	近畿	198	31	0	229	1	260	81	0	42	4	1	5	12	6	0	412	641
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463
	近畿	1,000	85	0	1,085	11	551	265	4	133	5	17	65	85	17	0	1,153	2,238
製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
	近畿	773	60	0	833	8	390	219	4	99	2	16	61	73	10	0	882	1,715
役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
	近畿	227	25	0	252	3	161	46	0	34	3	1	4	12	7	0	271	523

（注1）1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

（注2）下請法等改正法の施行により、取適法適用対象取引においては手形による代金支払が禁止されたことに伴い、割引困難手形の禁止に係る規定は削除された。

（3）中小受託事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和7年度においては、中小受託事業者が被った不利益について、委託事業者15名^{（注1）}から、中小受託事業者168名^{（注1）}に対し、製造委託等代金の減額分の返還等、総額8990万円^{（注2）}の原状回復が行われた。

（注1）委託事業者数及び中小受託事業者数は延べ数である。以下同じ。

（注2）原状回復額は後記エの令和7年度の「近畿」分を除き、1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

ア 不当な経済上の利益提供要請事件においては、委託事業者6名から、中小受託事業者127名に対し、8562万円の利益提供分の金銭が返還された（第3表参照）。

第3表 不当な経済上の利益提供要請事件における利益提供分の金銭の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 委託事業者数	返還を受けた 中小受託事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
	近畿	6名	127名	8562万円
令和6年度	全国	17名	327名	1億8959万円
	近畿	2名	36名	272万円
令和5年度	全国	14名	201名	4770万円
	近畿	3名	49名	2145万円

イ 製造委託等代金の支払遅延事件においては、委託事業者5名から、中小受託事業者6名に対し、409万円の遅延利息が支払われた（第4表参照）。

第4表 製造委託等代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 委託事業者数	支払を受けた 中小受託事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
	近畿	5名	6名	409万円
令和6年度	全国	65名	1,411名	5678万円
	近畿	3名	97名	603万円
令和5年度	全国	87名	1,800名	2億4795万円
	近畿	10名	812名	1億8317万円

ウ 製造委託等代金の減額事件においては、委託事業者3名から、中小受託事業者34名に対し、17万円の減額分が返還された（第5表参照）。

第5表 製造委託等代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 委託事業者数	返還を受けた 中小受託事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
	近畿	3名	34名	17万円
令和6年度	全国	52名	1,117名	10億164万円
	近畿	7名	212名	4739万円
令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
	近畿	7名	125名	9191万円

エ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し事件においては、委託事業者1名から、中小受託事業者1名に対し、6,715円の不利益分が返還された（第6表参照）。

第6表 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し事件における不利益分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		委託事業者数	中小受託事業者数	(原状回復額)
令和7年度	全国	5名	57名	1110万円
	近畿	1名	1名	6,715円
令和6年度	全国	5名	40名	1438万円
	近畿	3名	38名	1241万円
令和5年度	全国	2名	2名	3136万円
	近畿	—	—	—

2 定期調査の実施状況等

公正取引委員会では、中小受託取引の性格上、中小受託事業者からの取適法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、委託事業者及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

(1) 定期調査の実施状況（第7表参照）

定期調査は、近畿中国四国事務所（中国支所及び四国支所を除く。以下「近畿事務所」という。）管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の委託事業者11,556名（製造委託等8,041名、役務委託等3,515名）及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者53,640名（製造委託等38,142名、役務委託等15,498名）を対象に実施した。

第7表 定期調査の実施状況

年 度	区 分	委託事業者調査（名）		中小受託事業者調査（名）	
		全 国	近 畿	全 国	近 畿
令和7年度		65,000	11,556	300,000	53,640
	製造委託等	39,851	8,041	188,831	38,142
	役務委託等	25,149	3,515	111,169	15,498
令和6年度		90,000	16,000	330,000	59,073
	製造委託等	53,144	10,478	214,316	42,882
	役務委託等	36,856	5,522	115,684	16,191
令和5年度		80,000	13,878	330,000	61,710
	製造委託等	46,900	8,644	199,138	44,098
	役務委託等	33,100	5,234	130,862	17,612

(2) 新規着手状況（第8表参照）

新規に着手した取適法違反被疑事件は1,250件（製造委託等961件、役務委託等289件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が委託事業者及び中小受託事業者を対象に行った定期調査によるものが1,228件（製造委託等943件、役務委託等285件）、中小受託事業

者等からの申告によるものが21件（製造委託等17件、役務委託等4件）、中小企業庁長官からの措置請求によるものが1件（製造委託等1件）である。

第8表 取適法違反被疑事件の新規着手状況

[単位：件]

区 分 年 度		新 規 着 手 件 数				
		定期調査	申告	中小企業庁長官 からの措置請求	計	
令和7年度	全国	8,156	161	9	8,326	
	近畿	1,228	21	1	1,250	
	製造委託等	全国	5,264	125	9	5,398
		近畿	943	17	1	961
	役務委託等	全国	2,892	36	0	2,928
		近畿	285	4	0	289
令和6年度	全国	8,152	119	1	8,272	
	近畿	1,281	19	0	1,300	
	製造委託等	全国	5,369	85	1	5,455
		近畿	941	14	0	955
	役務委託等	全国	2,783	34	0	2,817
		近畿	340	5	0	345
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232	
	近畿	1,249	26	0	1,275	
	製造委託等	全国	5,244	62	0	5,306
		近畿	942	16	0	958
	役務委託等	全国	2,876	50	0	2,926
		近畿	307	10	0	317

第2 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の適正化を目的として、取適法及び優越的地位の濫用規制（以下「取適法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和7年度の状況は次のとおりである。

1 取適法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、取適法等に係る相談を受け付けている。

令和7年度においては、近畿事務所では5,364件の相談に対応した。

2 取引適正化協力委員

公正取引委員会は、取適法等の効果的な運用に資するため、各地域の取引等の実情に詳しい中小事業者等に取引適正化協力委員を委嘱している。令和7年度における近畿事務所管内の取引適正化協力委員（定員）は25名である。

令和7年度においては、取適法施行に向けた準備状況、買いたたき規制、物流事業者との取引や知的財産取引に関する実態などについて意見聴取を行った。

3 コンプライアンス確立への積極的支援

近畿事務所では、取適法の周知のため、管轄地域である福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県での事業者向け主催説明会の開催、関係省庁と連携した業種別説明会への講師派遣、中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催などの取組を実施した。また、大阪府、京都府でのよろず支援拠点等における個別相談会も実施した。

さらに、改正した労務費転嫁指針について、地方版政労使会議にて周知を行った。

令和7年度における勧告事件（2件）

一連 番号	件名	概要	違反法条（注）	勧告 年月日
1	（株）シマノ に対する 件	（株）シマノは、自社が販売する自転車部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、令和5年12月1日以降、（株）シマノが下請事業者に貸与している金型、機械装置及び工具器具（以下「金型等」という。）を用いて製造する自転車部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者121名に対し、自己のために無償で、合計4,313個の金型等を保管させるとともに当該金型等の現状確認等の棚卸作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.9.17
2	センコー （株）に対す る件	センコー（株）は、荷主から請け負う貨物の運送を下請事業者に委託しているところ、 (1) 令和4年12月から令和7年11月までの間、下請事業者17名に対し、自社が管理する施設内において、自己のために無償で荷積み及び荷卸し並びにその他運送に附帯する業務を行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 (2) 令和4年12月から令和6年3月までの間、自社が貨物の荷積み又は荷卸しの準備を終えていなかったなど自社の都合により、下請事業者19名に対し、自社が管理する施設内において、自己のために無償で貨物の受渡しのための待機を長時間行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	7.12.12

（注）実際に適用した法律等を記載している。

令和7年度における主な指導事件

1 書面の交付義務（第3条）

- 自動車の修理を下請事業者に委託しているA社は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者へ交付すべき書面を交付していなかった。

2 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

- 婦人服等の製造を下請事業者へ委託しているB社は、自社の顧客に商品を販売した後に支払代金を支払う制度を採っていたため、下請事業者の給付を受領した日の経過後に下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

- 運送業務を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについて、あらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。

4 買ったときの禁止（第4条第1項第5号）

- 車両用電子機器等の取付・取外を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者の労務費等のコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、下請事業者と協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。

5 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）

- 金属加工等を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者に対し、自社の事務処理の都合により、自社が指定する様式の伝票の利用を要請し、当該伝票を購入させていた。

6 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 機械部品の製造を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者に対し、手形期間が60日を超える手形を交付していた。

7 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）

- ボイラの保守等を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者に対し、自社の従業員が使用する物品を無償で提供させていた。

8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第4条第2項第4号）

- 講習会の講師業務を下請事業者へ委託しているH社は、顧客から契約を解除されたことを理由に、それまでに下請事業者が要した費用を負担することなく、発注を取り消した。

（注）実際に適用した法律を記載している。

措置件数の府県ごとの内訳

[単位：件]

年 度	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿地区 合計
令和7年度	50	73	132	714	214	31	35	1,249
令和6年度	35	52	148	767	231	29	24	1,286
令和5年度	40	70	161	758	230	21	21	1,301

(注) 措置を採った委託事業者の本社所在地により区分している。